

北海道苫小牧総合経済高等学校いじめ防止基本方針

～ 思いやりあふれる生徒の育成を目指して ～

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

このことから、家庭、地域社会、その他の関係団体等と連携し、いじめの問題を克服することを目指すとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら健やかに成長でき、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる学校づくりを推進しなければならない。

2 いじめ防止の基本的な方針等

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
--

(2) いじめの具体的な様態

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) 基本方針

「いじめは、どの生徒にも、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、いじめ防止のための対策を次の基本方針として定める。

- ア いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ行為は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が理解できるよう指導する。
- ウ いじめの問題への対応では、生徒一人一人の個性や状況等に応じた指導の徹底や、生徒自らいじめをなくそうとする態度を身に付けさせるなど、望ましい集団作りに努める。
- エ いじめの問題への対応は、保護者と十分な連携を取りながら信頼関係を構築し行うことに努めるとともに、必要に応じて、外部機関や関係諸機関との連携を図ることとする。
- オ いじめ問題への対応は、学校における重要課題の一つであるため、一人の教職員が抱え込むことがないように、学校全体で対応するための組織作りに努める。

また、教職員のいじめに関する認識や指導方法等に差異が生じることのないように、研修会等を通して、共通理解に努める。

3 いじめ防止のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止やいじめに関する対応を組織的に行うため、校内に、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) いじめ防止対策委員会の構成

教頭、生徒指導部長、保健主事、養護教諭、各学年主任

必要に応じて、担任・部活動等顧問・教育相談担当教諭や外部関係機関を参集する。

(3) いじめ防止対策委員会の役割

「いじめ防止対策委員会」は、生徒指導部等と連携を図りながら、次の各項目の実施について統括する。

ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設置する。

ウ いじめの問題への対応に必要な情報の共有と収集及び記録を行う。

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった際の緊急会議の開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ 被害生徒への支援内容や役割分担等を含む対処プランを策定し、実施する。

カ 支援や指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携等の組織的な対応を行う。

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく企画と計画的な取組みを行う。

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行）を行う。

ケ 学校いじめ防止基本方針の内容が生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組みを行う。

コ いじめに係る相談や通報の窓口であることなどを周知する。

4 未然防止の考え方等

(1) いじめの未然防止

ア いじめを「しない」「させない」「許さない」学校・学級づくり・いじめを生まない環境の醸成

① 生徒に、自他の意見に相違があっても、お互いに認め合いながら課題を克服する力を育む。

② 生徒に、相手等への影響を考えて円滑にコミュニケーションを図ろうとする力を育む。

③ 全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりを行う。

④ 生徒が他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりに取り組む。

⑤ 生徒個々に必要な資質能力（・好ましい人間関係を構築できる社会性・規範意識・自他の生命を尊重する心・将来の夢を持ち、その実現に挑戦しようとする意欲）を育む。

イ 教職員の責務

① 生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築く。

② 生徒の些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮し関わりを持つ。

③ 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。

ウ 特に配慮の必要な生徒（例）

- ① 発達障がいを含む障がいのある生徒。
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等、外国に関わりのある生徒。
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える生徒。
- ④ 災害等により避難している生徒等。

(2) 未然防止に向けた具体的な取組等

ア 指導の留意点

- ① いじめの芽は、どの生徒にも生じ得ることから、全生徒を対象とする。
- ② いじめを自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめと正面から向き合えるよう、指導内容を工夫する。
- ③ いじめの傍観者とならず、勇気を持って教職員へ報告する等、いじめをやめさせるための行動をとることの大切さを伝える。

イ 指導の方向性

- ① 心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ② 規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 学習やその他の活動において、自己有用感や自己肯定感を高める取組みを推進する。
- ④ 地域の教育資源（人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など）を活用した道徳教育に取り組む。
- ⑤ 発達の段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育む教育活動や体験活動を行う。
- ⑥ 教育活動全体を通じた人権に関する教育を行う。
- ⑦ 生徒が自主的にいじめの防止に取り組む活動を推進する。

(3) 学校いじめ防止プログラムの策定

ア 事前準備

- ① 客観的な指標（繰り返し収集できる比較可能な形の数値）を用いるなどして、自校の生徒の実態や保護者のニーズを把握する。
- ② いじめの未然防止に繋がる取組を精査し、整理を行う。

イ 課題と目標の設定

自校生徒の実態に基づき、「課題」を設定するとともに、好ましい生徒の姿をイメージしながら、「課題」を克服し年度内に達成させたい「目標」を設定する。

ウ 取り組みの設定

目標の達成に向けた取組を事前準備で精査した活動内容から決定し、実践へつなげる。

5 早期発見・事案対処

(1) いじめを見逃さない体制づくり

ア 積極的な認知

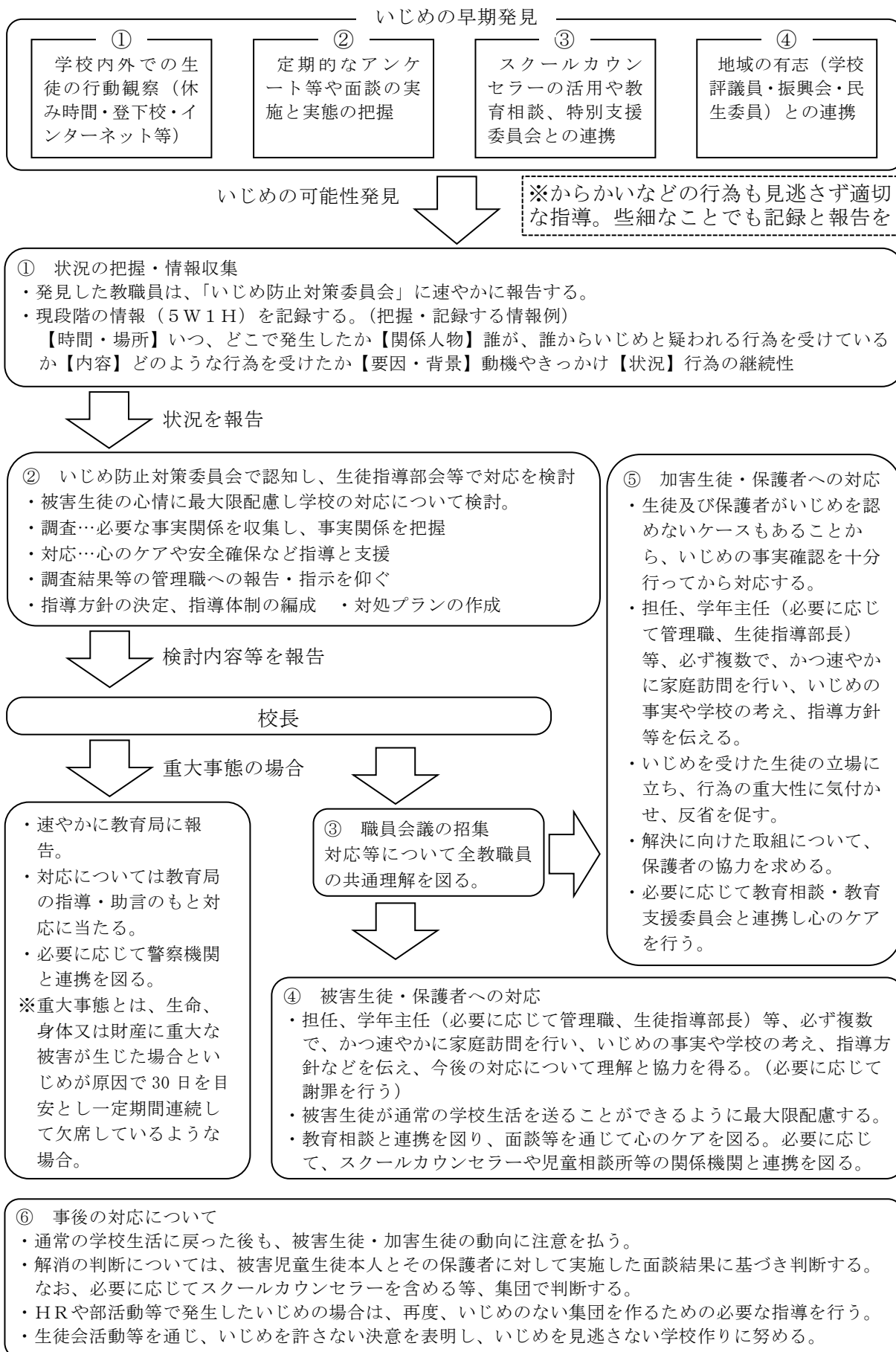
- ① いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に対応する。
- ② 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、被害者に着目して、いじめに当たるか否かの判断をする。

イ 組織的な対応

- ① 全ての教職員に対し、いじめ防止対策委員会による対応が速やかに行われるよう、方針の周知・徹底を図る。

- ② 教職員は、いじめ防止対策委員会にいじめに係る情報を速やかに報告し、情報の共有を図る。
 - ③ 学校は、家庭や関係機関等と適切な連携を図る。
- ウ 適切な対処
- ① 学校は、いじめを受けた生徒といじめを通報した生徒の安全確保を優先させる姿勢で対応する。
 - ② 学校は、保護者とともに、いじめたとされる生徒に対し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう指導する。
- (2) いじめの早期対応の具体的取組
- ア いじめ実態調査アンケートの実施
- 年3回(6・10・1月)実施し、状況を把握するとともに、報告があったものについては速やかに聴取を行い、いじめ防止対策委員会と連携して対応する。
また、アンケートの結果をいじめ防止対策に生かす。
- イ ネットパトロールの強化
- 計画に基づき、ネットパトロールを定期的実施し、情報の収集に努める。
- ウ 相談窓口の充実と活用
- ① いじめ防止対策委員会等と連携し、相談窓口の設置と相談活動の充実を図る。
 - ② 教育支援ツール等のデータを活用し、情報の収集を図る。
- エ 個人面談の実施と効率化
- ① 現在、各学年・分掌で別々に行われている個人面談の内容を精査し、内容の重複をなくす工夫を図るとともに、情報の共有システムを構築し、面談の効率化を図る。
 - ② 個人面談を行う場合に、いじめに関する状況を確認できる質問事項等を含めることで早期発見を図る。
 - ③ いじめに関する面談・相談については、特に周囲に気付かれないように配慮する。
- オ 情報集約・共有のシステム作りを進める
- いじめに関する情報や対応の状況を全教職員が把握できるように、情報の集約及び共有が速やかに行えるシステムを構築する。
- カ 特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーとの連携を密にし、情報の収集を図るとともに、生徒が持つ個々の課題をサポートする体制を整える。
- (3) 組織的な対応の流れ(フロー図)
- いじめに係る情報を得た教職員は、抱え込まず、確実に「学校いじめ対策組織」を中心とした組織的な対応に繋げる必要がある。次のフロー図を参考にし、教職員間で組織的な対応の流れについて確認しておくことが重要である。

いじめ対応フローチャート



6 いじめ防止のための年間計画

月	会議等	実施事項・取組内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策委員会 ・ 指導方針、指導内容の確認 ○ 入学式・PTA・後援会総会等 ・ いじめ防止対策に関する方針説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ HR、集会、生徒会行事等を活用し、いじめに関する本校の方針を説明（1回目） ・ 学校ウェブページに基本方針を掲載
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策委員会 ○ 学校評議委員会 ・ 指導方針、計画等の説明 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策委員会 ・ アンケート結果の確認・分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの把握のためのアンケート調査① ・ 個人面談（アンケート結果を受けて） ・ いじめ問題への対応状況の調査 ・ いじめの問題への取組状況の調査 ・ 生活安全講話に関する講話
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏期休業前指導
8	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策委員会 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導に関する職員研修① ○ いじめ防止対策委員会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策委員会 ・ 生徒に関する情報共有等 ○ 学校評議員会 ・ 今年度の取組の中間報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ HR、集会、生徒会行事等を活用し、いじめに関する本校の方針を説明（2回目）
11	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの把握のためのアンケート調査② ・ 個人面談（アンケート結果を受けて）
12		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価アンケート（生徒・保護者） ・ 冬期休業前指導
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導に関する職員研修② 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの把握のためのアンケート調査③（家庭学習期間前に実施）
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評議員会 ・ 学校評価等説明 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止対策委員会 ・ 年間の評価・改善策等 ・ 次年度に向けた対応等、引継 	
通年		<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談、個人面談 ・ 定例職員会議での情報交換 ・ 教育支援ツールを活用した調査 ・ 個人面談 ・ インターネット利用に関する安全教室 ・ スクールカウンセラー対応 ・ ネットコミュニケーション見守り活動 ・ 保護者等との情報交換

いじめのチェックリスト

1 いじめられている生徒のサイン

全ての教職員の目で、あらゆる場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	チェック	サイン
登校時 S HR		遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない
		教員と視線が合わず、うつむいていることが多い
		体調不良を訴えることが多い
		担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
		表情が浮かばないことが多い
授業中		保健室、トイレに行くことが多い
		教材や提出物を忘れたり、期限に遅れたりすることが多い
		机周辺が散乱している
		教科書、ノート等に汚れがある
		グループワーク、ペアワーク等の取組が以前と比べて悪い
休み時間		一人で昼食を食べている
		用のない場所にいることが多い
		ふざけ合っているが、表情が冴えない
		制服等が汚れたりしている
		職員室に来ることが多い
放課後		慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている
		持ち物がなくなったり、場所が変わったりしている
		一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめらしい行為をしている生徒がいることに気が付いたら積極的に生徒とコミュニケーションを図り、情報を入手するとともに、担任等と情報共有し、組織的に対応する。

チェック	サイン
	教室等で仲間同士と集まり、ひそひそ話をしている
	ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
	教員が近づくと、不自然に分散したりする
	自己中心的な行動が目立つ
	教員がある生徒と話をすると、周囲が不自然な雰囲気になる

3 教室でのサイン

チェック	サイン
	嫌なあだ名が聞こえてくる
	座席替え等で近くの席になることを嫌がる
	何か起こると特定の生徒の名前が出る
	筆記用具等の貸し借りが多い
	特定の生徒の名前の落書きがある
	机や椅子、教材等が乱雑になっている
	グループワークのメンバーや同じ班員になると不自然な雰囲気になる

4 家庭でのサイン

チェック	サイン
	理由もないのに元気がない
	今までとは雰囲気が変わる
	学校や友人のことを話さなくなる
	友人やクラスの不平、不満を口にするが多くなる
	朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりすることが多い
	メール等をこそこそ見たり、電話に怯えたりする
	不審な電話やメール等がある
	遊ぶ友人が急に変わる
	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりすることが多くなる
	理由がはっきりとしない衣服や持ち物に汚れがある
	理由がはっきりとしない打撲や擦り傷がる
	登校時間になると体調不良を訴えるが多くなる
	登校時間になると腹痛を訴えるが多くなる
	食欲不振、不眠を訴える
	学習時間が減る
	スマートフォンの使用料金が急に高額になる
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
	自転車がよくパンクする
	家庭の品物や金銭がなくなる
	大きな額の金銭を欲しがる